

鈴鹿大学学則

平成 6 年 3 月 28 日
制 定

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広く教育を授けるとともに、専門の学芸を教授研究し、建学の精神に基づき国際社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本学は、鈴鹿大学と称する。

(所在地)

第 3 条 本学は、三重県鈴鹿市郡山町字西高山 663 番地 222 に置く。

(自己点検・評価等)

第 4 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を把握し、自己点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等に関して必要な事項は、別に定める。

第 2 節 組織

(学部及び学科)

第 5 条 本学に、次の学部及び学科を置く。

国際地域学部 国際地域学科

こども教育学部 こども教育学科

(学部・学科の教育研究上の目的)

第 6 条 本学に置かれる学部、学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 国際地域学部 国際地域学科

国際地域学部国際地域学科では建学の精神「誠実で信頼される人に」に基づき、少子高齢化、人口減少、ICT化、国籍や地域の多様化といったグローバル化する地域社会が直面する今日的な課題を、学問に裏打ちされた実行力でグローバルまたはローカルなコミュニティに貢献することのできる人材の養成を教育研究上の目的とする。

(2) こども教育学部 こども教育学科

こども教育学部こども教育学科では、建学の精神「誠実で信頼される人に」に基づき、こどもたちの教育・発達支援の取り組みを通して自らを向上させる人及びこどもたちの育ちとこどもたちが生きる現在・将来を、よりよいも

のにしていこうとする人を養成することを教育の目的とする。この目的のために、教員・職員・学生が学術的・社会的・創造的な活動への取り組みを通して、貢献していくことを研究の目的とする。

「学校教育・幼児教育・保育」を中心とした現場で、教育・発達支援に取り組むための力をもった養護教諭、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成する。

(入学定員及び収容定員)

第7条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
国際地域学部	国際地域学科	120人 (3年次編入学10人)	500人
こども教育学部	こども教育学科	50人 (3年次編入学5人)	210人
合 計		170人 (3年次編入学15人)	710人

(大学院)

第8条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する事項は、この学則に定めるもののほか、鈴鹿大学大学院学則に定める。

(附属図書館)

第9条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

(センター)

第10条 本学に、次の各号のセンターを置く。

- (1) COC(地域連携)・国際交流センター
- (2) ビジネス・イノベーション研究センター
- (3) 教職教育センター
- (4) 健康管理センター
- (5) 留学生教育支援センター
- (6) 課外活動・強化クラブ支援センター

2 前項のセンターに関する規程は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第11条 本学に、学長、副学長、学長補佐、学部長、教授、准教授、講師、

助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職員に関する規程は、別に定める。

第4節 教授会

(教授会)

第12条 本学各学部、に、教授会を置く。

2 教授会は、当該学部の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 教授会の組織には、前項に掲げる者のほか、その他の職員を加えることができる。

4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第5節 会議、委員会等

(会議、委員会等)

第13条 学長は、本学に必要と認めた場合には、会議、委員会等を置くことができる。

2 前項の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

3 大学と短期大学部が同一キャンパスである利点を活用して、業務の効率化、円滑化をめざし、大学及び短期大学部の組織を一体化することができる。

第6節 学年・学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要に応じて、前項の学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第 16 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める日のうち学長が定める日
 - (3) 春季休業日 3月17日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日 8月10日から9月20日まで
 - (5) 冬季休業日 12月23日から翌年1月6日まで
- 2 学長は、必要により前項の休業日を変更することができる。
- 3 学長は、休業日の期間中においても授業、実験、実習を課することができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 17 条 学部の修業年限は、4年とする。

（在学期間）

第 18 条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第26条第1項及び第2項の規定により入学を許可された者は、所定の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 19 条 学生が、職業を有している等の事情により、第17条に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申出たときは、審査の上、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

- 2 長期履修をする学生の履修の期間は、6年以内とし、在学期間は10年を超えることができない。
- 3 長期履修について必要な事項は、別に定める。

第 2 節 入学

（入学時期）

第 20 条 入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

（入学資格）

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課

程によりこれに相当する学校教育を修了した者

- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業課程認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業課程認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 学校教育法（昭和23年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第22条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書及びその他の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、提出すべき書類等に関して必要な事項は、別に定める。

（入学者の選考）

第23条 前条の入学志願者は、選考の上、教授会の意見を聴いて、学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書等入学手続き書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学を許可された者が届け出ることなく定められた入学期日に入学しないときは、入学許可を取り消すものとする。

（保証人及び変更の届出）

第25条 前条第1項の誓約書には、保証人が連署しなければならない。

2 保証人は、保護者その他の者で在学期間中、学生に係る一切の事項につき責任を負うものとする。

3 保証人が、転籍、転居、改姓名又は改印をしたときは、直ちに届出なければ

ばならない。

- 4 保証人が死亡したとき、又はその資格を失ったときは、新たに保証人を定めて誓約書を再提出しなければならない。

(編入学、転入学、再入学)

第26条 本学の3年次へ編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第3項の規定により短期大学士の学位を授与された者
 - (2) 大学の2年課程修了者、短期大学卒業者及び高等専門学校 of いずれかを卒業した者
 - (3) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (5) 学校教育法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- 2 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学(前項3年次編入学を除く)、転入学、再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- 3 前2項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第27条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 授業科目及び単位数は、学生の所属に応じ、別表1又は別表2のとおりとする。
- 3 前項に定めるもののほか、教職課程に関する科目及び保育士課程に関する科目を置き、その種類、単位数等は、それぞれ別表3及び別表4のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合には、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して単位数を定めることができる。

(履修)

第30条 履修に関する事項については、別に定める。

(単位の授与)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第32条 試験に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第33条 授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可・失格の6種類の評価をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところのより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき、他の大学又は短期大学で授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 3 5 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学又は高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学に
おける授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えるこ
とができる。

2 前項の規定に基づき、授業科目の履修を希望する者は、教授会の意見を聴い
て、学長が決定する。

3 第 1 項の規定により与えることができる単位数は、前条第 1 項により本学
において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
(入学前の既修得単位の認定)

第 3 6 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学
又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生
により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の
履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条
第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定め
るところにより単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編
入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて
は、第 34 条第 1 項及び前条第 1 項により本学において修得したものとみなす
単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第 3 7 条 本学において取得することができる資格及び免許の種類は、次のと
おりとする。

学部	学科	取得できる免許の種類
こども教育学部	こども教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 教科・保健 高等学校教諭一種免許状 教科・保健 養護教諭一種免許状 保育士証

2 教育職員免許状を取得しようとする者は、第47条に規定する卒業の要件を
充足し、かつ、教育職員免許法（昭和24年 5 月31日法律第147号）及び教育
職員免許法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号）に従い、別表 3 に
定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

- 3 保育士の資格を取得しようとする者は、第47条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）に従い、別表4に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学、再入学、除籍及び復籍

（休学）

第38条 疾病その他の理由により長期にわたって修学することができない者は、保証人連署の上願い出で、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第39条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、更に1年以内に限り休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第18条に定める在学期間に算入する。ただし、修業年限には、含めないものとする。

4 休学期間は、原則として通年、前期、後期とする。

5 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

（復学）

第40条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第41条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上願い出で、学長の許可を受けなければならない。

（留学）

第42条 外国の大学又は短期大学で学習することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限及び在学年限に含めることができる。

（退学）

第43条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（再入学）

第44条 前条により、退学した者で、2年以内に本人の願い出により再入学を希望する場合は、学長がこれを再入学させることができる。ただし、懲戒による退学の場合は、再入学を認めない。

（除籍）

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料及び教育充実費（以下「授業料等」という。）の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みのない者
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 第35条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- (5) 長期にわたり行方不明の者

（復籍）

第46条 学長は、前条第1項第1号により除籍となった者の復籍を認めることができる。

2 前項の復籍に関する事項は、別に定める。

第5節 卒業の要件及び学位

（卒業の要件）

第47条 本学を卒業するためには、学生は4年以上（編入学生は2年以上）在学し、別表1又は別表2に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

（卒業の認定）

第48条 学長は、前条に規定する卒業の要件を充足した者については、教授会の意見を聴いて、学期ごとに卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

（学位）

第49条 前条により、卒業を認定した者に学士の学位を授与する。

2 学位について必要な事項は、本学学位規程の定めるところによる。

第6節 賞罰

（表彰）

第50条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を表彰することができる。

（懲戒）

第51条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

- 4 懲戒に関する必要な事項は、鈴鹿大学学生の懲戒に関する規程に定める。

第7節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第52条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある者は、この限りではない。

- 3 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 4 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合には、その期間を更新することができる。

- 5 学長は、研究生が研究事項につき、証明を希望したときには、研究証明書を交付する。

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生の入学時期は、毎学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- 3 学長は、科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合には、単位を与える。

- 4 前項の規程により授与された単位は、科目等履修生が証明を希望したときには、単位修得証明書を交付する。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第55条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第56条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第 8 節 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第 5 7 条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費及び施設維持費（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 検定料 35,000円

(2) 入学金

国際地域学部 250,000円

こども教育学部 250,000円

(3) 授業料、教育充実費及び施設維持費

国際地域学部

区 分	前 期	後 期
授業料	375,000円	375,000円
教育充実費	140,000円	140,000円
施設維持費	20,000円	20,000円

こども教育学部

区 分	前 期	後 期
授業料	405,000円	405,000円
教育充実費	165,000円	165,000円
施設維持費	20,000円	20,000円

2 入学後に授業料等を改正したときは、改正後の授業料等を適用する。

3 前項に掲げるもののほか、学生の実験及び実習に要する経費は、別に徴収することができる。

(授業料等の納付時期)

第 5 8 条 授業料等は、前期及び後期の 2 期に分け、それぞれ授業開始日までの別に定める日までに納入するものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合には、分納又は延納を認めることがある。

(休学の場合の授業料等)

第 5 9 条 休学を許可された者又は命ぜられた者は、休学した月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。ただし、休学した日が月途中の場合には、その月の授業料等を納めなければならない。

2 休学期間中は、在籍料を納めなければならない。

3 休学期間中の在籍料については、次のとおりとする。

休学在籍料	1 年休学	60,000円
	半期休学	30,000円

(復学の場合の授業料等)

第 6 0 条 前期又は後期の中途において、復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第 6 1 条 所定の修業年限を超えた者で、学年の中途において卒業する者は卒業の期までの授業料等を納付するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第 6 2 条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(授業料等の免除及び徴収の猶予)

第 6 3 条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料等の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の授業料等)

第 6 4 条 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の審査料、入学金、授業料等については、別表 5 に定める。

(納付した授業料等)

第 6 5 条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は返還しない。ただし、入学前に納付した授業料等については、納付した者が入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学を辞退した場合は、納付した者の申し出により授業料等相当額を返還する。

第 3 章 公開講座

(公開講座)

第 6 6 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第 4 章 雑則

(学則の改廃)

第 6 7 条 この学則の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて上申し、常任理事会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この学則第5条第2項の規定にかかわらず、平成6年度から平成8年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成6年度	平成7年度	平成8年度
国際学部	国際関係学科	200 人	400 人	600 人(編入学 40 人)
	合 計	200 人	400 人	600 人(編入学 40 人)

附 則

この学則は、平成9年2月26日から施行する。ただし、平成9年1月20日に遡及して実施する。(入学検定料の変更)

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。(大学院)
- 2 この学則は、平成10年4月1日から施行する。(課程認定)
- 3 この学則第5条第2項の規定にかかわらず、平成10年度から平成12年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成10年度	平成11年度	平成12年度
国際学部	国際関係学科	880 人	880 人	880 人
	国際文化学科	100 人	200 人	300 人
	合 計	980 人	1080 人	1180 人

附 則

この学則は、平成10年12月25日から施行し、平成10年11月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第3号については平成12年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成12年12月1日から施行する。(開発と文化研究センター、教育文化研究所)

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。(観光学科)
- ただし、国際関係学科の3年次編入学定員の変更は平成15年度から実施する。
- 2 この学則第5条第2項の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国際学部	国際関係学科	810 人	740 人	655 人
	国際文化学科	400 人	400 人	400 人
	観光学科	70 人	140 人	225 人
	合 計	1280 人	1280 人	1280 人

- 3 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(英米語学科)
- 2 この学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年度から平成 16 年度までの年度別の収容定員は、次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
国際学部	国際関係学科	740 人	655 人	570 人
	国際文化学科	360 人	320 人	280 人
	観光学科	140 人	225 人	310 人
	英米語学科	40 人	80 人	120 人
	合 計	1280 人	1280 人	1280 人

- 3 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(授業科目及び単位数)
- 4 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(学芸員課程、転学科)

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の学科（以下「従前の学科」という。）は改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者（平成 16 年度及び平成 17 年度に当該学科に編入学する者を含む。以下同じ。）が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 16 年度及び平成 17 年度における三年次編入学生については、従前の学科に入学するものとし、収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
国際学部	国際学科	160 人	320 人	505 人
	国際関係学科	440 人	310 人	155 人
	国際文化学科	220 人	120 人	60 人
	観光学科	310 人	310 人	310 人
	英米語学科	120 人	160 人	160 人
	合 計	1250 人	1220 人	1190 人

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(カリキュラムの変更)

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。(長期履修)

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行前の学科（以下「従前の学科」という。）は改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国際学部	国際学科	670 人	650 人	625 人
	観光学科	300 人	290 人	275 人
	英米語学科	120 人	80 人	40 人
	合 計	1,090 人	1,020 人	940 人

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（第 32 条 成績 失格追加）

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（第 50 条 別表Ⅱ 授業料の改定及び第 33 条、第 34 条、第 55 条、別表Ⅲ 休学在籍料）

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 50 条 別表第 3 授業料の改正及び第 5 条 観光学科の募集停止）
- 2 この学則施行前の学科（以下「従前の学科」という。）は改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に従前の学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、収容定員は次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
国際人間科学部	国際学科	600 人	600 人	600 人
	観光学科	200 人	140 人	70 人
	合 計	800 人	740 人	670 人

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、平成 27 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。
- 3 既設の国際人間科学部は、平成 27 年 3 月 31 日をもって学生募集を停止（3 年次編入は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止）し、同日に在学する学生が、当該学部 に在学しなくなる日まで存続する。
- 4 改正後の学則第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、収容定員は、平成 27 年度から同 29 年度までの間、次のとおり読み替えるものとする。

学 部	学 科	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
国際人間科学部（既設）	国際学科	460 人	320 人	160 人
	観光学科	70 人	—	—
	合 計	530 人	320 人	160 人
国際人間科学部（新設）	国際学科	100 人	200 人	310 人
既設・新設の学部の合計		630 人	520 人	470 人

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、平成 29 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。
- 3 改正後の学則第 6 条の規定にかかわらず、収容定員は、平成 29 年度から同 31 年度までの間、次のとおり読み替えるものとする。

学部	学科	専攻	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
国際人間科学部 （平成 27 年度 以後募集停止）	国際学科		160 人	—	—
	観光学科		—	—	—
	計		160 人	—	—

国際人間科学部 (平成 27 年度 新設)	国際学科		320 人	420 人	420 人
こども教育学部 (平成 29 年度 設置)	こども教 育学科	幼児教育 学専攻	40 人	80 人	125 人
		養護教育 学専攻	40 人	80 人	125 人
		計	80 人	160 人	250 人
合計			550 人	580 人	670 人

附 則

- この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年 3 月 31 日に在籍する者は、この学則の変更後の別表(教育課程表)にかかわらず、なお、従前のとおりとする。

附 則

- この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 経過措置として、平成 31 年 3 月 31 日(本学則の施行日の前日)に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。
- 既設の国際人間科学部は、平成 31 年 3 月 31 日をもって学生募集を停止(3 年次編入学は、平成 33 年 3 月 31 日をもって学生募集停止)し、同日に在籍する学生が、当該学部 に在籍しなくなる日まで存続する。
- 変更後の学則第 7 条の規定にかかわらず、収容定員は、平成 31 年度から同 33 年度までの間、次のとおり読み替えるものとする。

学部	学科	専攻	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
国際人間科学部 (平成 31 年度以 後募集停止)	国際学科	—	320 人	220 人	110 人
国際地域学部 (平成 31 年度設 置)	国際地域学 科	—	120 人	240 人	370 人

こども教育学部 (平成 29 年度設置)	こども教育 学科	幼児教育 学専攻	110 人	140 人	123 人
		養護教育 学専攻	110 人	140 人	122 人
		計	220 人	280 人	245 人
合計			660 人	740 人	725 人

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 2 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 3 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、特段の定めがある場合を除き令和 4 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 5 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、令和 6 年 3 月 31 日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、

本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。ただし、令和５年度１年次入学生は、別表１（国際地域学部国際地域学科教育課程表）の卒業要件及び履修方法を適用するものとする。

附 則

- １ この学則は、令和６年１０月１日から施行する。
- ２ 経過措置として、令和６年９月３０日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。

附 則

- １ この学則は、令和７年４月１日から施行する。
- ２ 経過措置として、令和７年３月３１日（本学則の施行日の前日）に在学する者については、本学則の変更後にかかわらず、なお、従前の学則による。また、本学則の施行後に年次途中の編入学した者については、同じ年次に在学中の者が適用を受けている学則による。
- ３ 学則第５７条（入学検定料、入学金及び授業料等）第１項第３号の改正は、下表のとおり、令和７年１０月１日以降に入学する学生から適用するものとする。

(１) 令和７年９月３０日までの入学生

国際地域学部

区 分	前 期	後 期
授業料	375,000円	375,000円
教育充実費	140,000円	140,000円

こども教育学部

区 分	前 期	後 期
授業料	405,000円	405,000円
教育充実費	165,000円	165,000円

(２) 令和７年１０月１日以降入学生

国際地域学部

区 分	前 期	後 期
授業料	375,000円	375,000円
教育充実費	140,000円	140,000円
施設維持費	20,000円	20,000円

こども教育学部

区 分	前 期	後 期
授業料	405,000円	405,000円
教育充実費	165,000円	165,000円
施設維持費	20,000円	20,000円

別表1（第27条第2項関係）
国際地域学部 国際地域学科 教育課程表

科目区分			授業科目の名称	配当 年次	単位数		卒業要件
					必修	選択	
教養科目	語学 科目	英語科目	Oral CommunicationⅠ	1	2		(一般学生) 8単位取得すること
			Oral CommunicationⅡ	1	2		
			Oral CommunicationⅢ	2	2		
			Oral CommunicationⅣ	2	2		
		日本語科目	日本語と日本社会 ※	1	2		(外国人留学生) 8単位以上取得すること
			日本語の文章技法 ※	1	2		
			基礎の日本語Ⅰ ※	1		2	
			日本語と日本文化 ※	1	2		
			日本語の表現技法 ※	1	2		
			基礎の日本語Ⅱ ※	1		2	
		外国語科目	中国語Ⅰ	1		2	4単位以上取得すること
			韓国語Ⅰ	1		2	
			ポルトガル語Ⅰ	1		2	
			中国語Ⅱ	1		2	
			韓国語Ⅱ	1		2	
			ポルトガル語Ⅱ	1		2	
			TOEICの英語Ⅰ	2		2	
			TOEICの英語Ⅱ	2		2	
			ビジネス日本語Ⅰ	2		2	
			ビジネス日本語Ⅱ	2		2	
	情報科目	コンピュータリテラシーⅠ	1	2		必修科目を含む4単位以上 取得すること	
		コンピュータリテラシーⅡ	1	2			
		データサイエンス入門	2		2		
		プログラミング入門	3		2		
	初年次教育科目	初年次教育Ⅰ	1	2		4単位取得すること	
		初年次教育Ⅱ	1	2			
	課題解決型(PBL)科目	課題解決型学習Ⅰ	2	2		4単位取得すること	
		課題解決型学習Ⅱ	2	2			
	基礎教育 科目	地域と社会	社会学入門	1		2	地域と社会（「三重・鈴鹿 学」2単位必修）、人間と 文化、自然と芸術の3分野 からそれぞれ2単位以上取 得（スポーツを含む）、計 10単位以上取得すること。
			経済学入門	1		2	
			日本国憲法	1		2	
			三重・鈴鹿学	1	2		
			法学入門	1		2	
			地域の中の宗教学	1		2	
			地域の中のこども学	1		2	
			人間と文化	人類と文化	1		
		心理学入門		1		2	
		国語読解表現法		1		2	
		社会と人権		1		2	
		多文化共生論		1		2	
		食と持続可能性		1		2	
		歴史学概論		1		2	
		自然と芸術		生物学概論	1		
			自然科学の基礎	1		2	
			基礎の数学	1		2	
			こころの癒しと音楽の歩み	1		2	
			児童文化と表現	1		2	
			AI・データサイエンスの基礎	1		2	
	スポーツ	スポーツと健康Ⅰ	1		2		
		スポーツと健康Ⅱ	1		2		
スポーツ社会論		2		2			
コーチング論		2		2			
スポーツ心理学		2		2			
体力トレーニング論		1		2			
キャリア形成支援科目	キャリアデザインⅠ	1	2		8単位以上取得すること		
	キャリアデザインⅡ	1	2				
	キャリアマネジメントⅠ	2	2				
	キャリアマネジメントⅡ	2	2				
サービ スラー ニング 科目	海外研修Ⅰ	2		2			
	海外研修Ⅱ	2		2			
	海外研修Ⅲ	2		2			
	海外研修Ⅳ	2		2			
	海外研修事前事後指導	2		2			
	インターンシップ	2		2			
	ボランティア活動Ⅰ	1		1			
	ボランティア活動Ⅱ	1		1			
	地域連携特殊活動Ⅰ	1		2			
	地域連携特殊活動Ⅱ	1		2			

別表2(第27条第2項関係)
こども教育学部 こども教育学科 教育課程表

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
教養科目	語学科目	英語コミュニケーションⅠ	1	2		6単位以上取得すること(必修4単位を含む)。
		英語コミュニケーションⅡ	1	2		
		英語コミュニケーションⅢ	2		2	
		中国語Ⅰ	1		2	
		中国語Ⅱ	1		2	
		韓国語Ⅰ	1		2	
		韓国語Ⅱ	1		2	
		ポルトガル語Ⅰ	1		2	
		ポルトガル語Ⅱ	1		2	
		日本語Ⅰ	1		2	
		日本語Ⅱ	1		2	
		基礎の日本語Ⅰ	1		2	
		日本語Ⅲ	1		2	
		日本語Ⅳ	1		2	
		基礎の日本語Ⅱ	1		2	
	情報科目	情報処理Ⅰ	1	1		
		情報処理Ⅱ	1	1		
		情報処理論	2		2	
		生活統計	2		2	
	基礎教育科目	三重・鈴鹿学	1		2	基礎教育科目の3分野から各4単位ずつ計12単位以上取得すること。
		地域の中の宗教学	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		社会学入門	1		2	
		法学入門	1		2	
		地域の中のこども学	1		2	
		経済学入門	1		2	
		心理学入門	1		2	
		人類と文化	1		2	
		社会と人権	1		2	
		多文化共生論	1		2	
		食と持続可能性	1		2	
		歴史学概論	1		2	
		国語読解表現法	1		2	
		こころの癒しと音楽の歩み	1		2	
		児童文化と表現	1		2	
		生物学概論	1		2	
		自然科学の基礎	1		2	
		基礎の数学	1		2	
		AI・データサイエンスの基礎	1		2	
	キャリア科目	キャリアデザインⅠ	1	1		
		キャリアデザインⅡ	1	1		
		ボランティア活動	1		1	
		インターンシップ	1		1	
		海外研修	1		1	
	初年次科目	初年次教育Ⅰ	1	1		
		初年次教育Ⅱ	1	1		
	保健体育科目	スポーツと健康Ⅰ(実技)	1	1		
		スポーツと健康Ⅱ(講義)	1	1		
	合計		-	12	73	
共通専門教育科目		こども学概論	1	2		4単位以上取得すること(必修2単位、コース必修2単位を含む)。 幼稚園教諭・保育士コースは※1の2単位、小学校教諭コースは※2の2単位、養護教諭コースは※3の2単位を必ず取得すること。
		地域福祉論	3		2	
		幼児英語指導法	2		2	
		社会福祉 ※1	2		2	
		特別支援教育概論 ※2 ※3	2		2	
		データ分析法	3		2	
		教育社会学	3		2	
		Speech PresentationⅠ	1		2	
		Speech PresentationⅡ	1		2	
		異文化コミュニケーション論	2		2	
		東アジア文化論	2		2	
		スポーツ社会論	2		2	
		コーチング論	2		2	
		スポーツ心理学	2		2	
		体カトレーニング論	2		2	
		健康スポーツ演習Ⅱ	2		2	
	合計		-	2	30	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
教職専門教育科目		教育原理	1	2		13単位以上取得すること (必修11単位、コース必修2単位を含む)。
		教職論	1	2		
		教育と社会	1	2		
		教育心理学	2	2		
		特別支援教育演習	3	1		
		教育課程論	2		2	
		道德教育の理論と方法	2		2	
		特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導	2		2	
		教育方法と技術	2	1		
		情報機器活用の理論と方法	2	1		
		こどもの理解 ※1	3		1	
		こどもと保育カウンセリング ※1	3		1	
		生徒指導・進路指導の理論と方法	3		2	
		生徒指導論	2		2	幼稚園教諭・保育士コースは※1の2単位、小学校教諭コースは※2の2単位、養護教諭コースは※3の2単位を必ず取得すること。
		教育相談の理論と方法 ※2 ※3	2		2	
		幼稚園教育実習Ⅰ	3		2	
		幼稚園教育実習Ⅱ	3		2	
		幼稚園教育実習事前事後指導	3		1	
		教職・保育実践演習	4		2	
		学校体験活動(小)	2		1	
		教育実習(小、事前事後指導を含む)	3		5	
		教職実践演習(小)	4		2	
		養護実習(事前事後指導を含む)	3		5	
		教職実践演習(養護)	4		2	
		教育実習(保健、事前事後指導を含む)	4		5	
		教職実践演習(保健)	4		2	
		合計	-	11	43	
専門教育科目	幼稚園教諭・保育士コース	こどもと健康 ※1	1		1	幼稚園教諭・保育士コースは、※1の計14単位を必ず取得すること。
		こどもと人間関係 ※1	1		1	
		こどもと環境	2		1	
		こどもと言葉 ※1	2		2	
		こどもと表現ⅠA(音楽) ※1	1		1	
		こどもと表現ⅠB(音楽) ※1	1		1	
		こどもと表現ⅠC(音楽)	2		1	
		こどもと表現ⅠD(音楽)	2		1	
		こどもと表現ⅡA(造形) ※1	1		2	
		こどもと表現ⅡB(造形)	2		2	
		こどもと表現ⅢA(運動)	2		1	
		こどもと表現ⅢB(運動)	2		1	
		保育内容総論	4		2	
		保育内容指導法(健康) ※1	2		1	
		保育内容指導法(人間関係) ※1	2		1	
		保育内容指導法(環境)	2		1	
		保育内容指導法(言葉)	2		1	
		保育内容指導法(表現Ⅰ 音楽)	2		1	
		保育内容指導法(表現Ⅱ 造形)	2		1	
		保育指導法 ※1	3		2	
		障がい児の支援	2		2	
		保育プレ実習	1		2	
		保育原理 ※1	1	2	2	
		保育の心理学	1			
		こどもの理解と援助	2		1	
		こども家庭福祉	2		2	
		乳児保育Ⅰ	2		2	
		乳児保育Ⅱ	2		1	
		こどもの保健	3		2	
		こども家庭支援の心理学	3		2	
		こどもの健康と安全	3		1	
		社会的養護Ⅰ	2		2	
		社会的養護Ⅱ	3		1	
		保育音楽技術演習	3		1	
		保育製作技術演習	3		1	
		こどもの食と栄養	3		2	
		こども家庭支援論	4		2	
		こどもの文化	4		1	
		保育実習指導Ⅰ(保育所)	2		1	
		保育実習Ⅰ(保育所)	2		2	
		保育実習指導Ⅰ(施設)	2		1	
		保育実習Ⅰ(施設)	2		2	
		保育実習指導Ⅱ又はⅢ(保育所又は施設)	4		1	
		保育実習Ⅱ又はⅢ(保育所又は施設)	4		2	
		合計	-	2	61	

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		備考	
				必修	選択		
専 門 教 育 科 目	小 学 校 教 諭 コ ー ス	初等国語科教育法	2		2	小学校教諭 コースは、※ 2の計10単位 を必ず取得 すること。	
		初等社会科教育法	3		1		
		初等算数科教育法	3		2		
		初等理科教育法	3		1		
		初等生活科教育法	2		1		
		初等音楽科教育法	3		2		
		初等図画工作科教育法	3		2		
		初等家庭科教育法	3		1		
		初等英語科教育法	2		2		
		初等体育科教育法	2		2		
		初等国語(書写を含む。)*2	1		2		
		初等社会	2		1		
		初等算数	2		2		
		初等理科	2		1		
		初等生活	2		1		
		初等音楽 ※2	1		2		
		初等図画工作 ※2	1		2		
		初等家庭	2		1		
		初等外国語 ※2	1		2		
		初等体育	2		2		
	英語教育論 ※2	4		2			
	合計		-	0	34		
	養 護 教 諭 コ ー ス	基礎看護学 ※3	1		2	養護教諭 コースは、※ 3の計10単位 を必ず取得 すること。	
		基礎看護学実習	1		2		
		学校保健(学校安全を含む)	1	2			
		学校看護学 ※3	2		2		
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む)(総論) ※3	2		2		
		解剖学 ※3	1		2		
		生理学	1		2		
		小児看護学(小児保健を含む)	2		2		
		学校看護学実習	2		2		
		臨床看護実習事前事後指導	2		1		
		臨床看護実習	2		2		
		養護概説 ※3	2		2		
		学校保健演習	3		2		
		衛生学及び公衆衛生学(各論)	2		2		
		微生物学及び免疫学	3		2		
栄養学(食品学を含む)		3		2			
薬理概論		3		2			
ヘルスカウンセリング		3		2			
学校環境衛生実習		3		2			
精神看護学		4		2			
スポーツ外傷・障害論(救急処置含む)		4		2			
精神保健		4		2			
健康管理学		4		2			
保健科教育法Ⅰ		2		2			
保健科教育法Ⅱ		3		2			
保健科教育法Ⅲ		3		2			
保健科教育法Ⅳ	4		2				
合計		-	2	51			
演 習	ゼミナールⅠ	3	2				
	ゼミナールⅡ	3	2				
	ゼミナールⅢ	4	2				
	ゼミナールⅣ	4	2				
	合計	-	8	0			

※ 備考

- ・教養科目から、必修科目を含め26単位以上を取得すること。
- ・共通専門教育科目から、必修科目を含め4単位以上取得すること。
- ・教職教育専門科目から、必修科目を含め13単位以上取得すること。
- ・専門教育科目から、必修科目を含め47単位以上取得すること。
- ・すべてのカリキュラム(必修科目は除く)から34単位以上取得すること。
- ・幼稚園・保育士コースは※1、小学校教諭コースは※2、養護教諭コースは※3の単位を必ず取得すること。

○卒業必要単位数124単位

別表3(第27条第3項関係)
こども教育学部 こども教育学科

免許法施行規則に規定する区分	単位	授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	8単位以上	日本国憲法	2		
		スポーツと健康Ⅰ(実技)	1		
		スポーツと健康Ⅱ(講義)	1		
		英語コミュニケーションⅠ	2		
		情報処理Ⅰ	1		
		情報処理Ⅱ	1		
合 計	8単位以上	合 計	8単位以上		

こども教育学部 こども教育学科 教職課程表 幼稚園教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する区分			単位	授業科目	単位数		備考
					必修	選択	
領域及び 保育内容 の指導法 に関する 科目	領域に関 する専門 的事項	健康	16単位以上	こどもと健康	1		必修41単位を 含め、51単位 以上
		人間関係		こどもと人間関係	1		
		環境		こどもと環境	1		
		言葉		こどもと言葉	2		
		表現		こどもと表現ⅠA(音楽)	1		
				こどもと表現ⅠB(音楽)	1		
				こどもと表現ⅠC(音楽)		1	
				こどもと表現ⅠD(音楽)		1	
				こどもと表現ⅡA(造形)	2		
				こどもと表現ⅡB(造形)		2	
	保育内容の指導法(情 報機器及び教材の活 用を含む。)	保育内容総論	2				
		保育内容指導法(健康)	1				
		保育内容指導法(人間関係)	1				
		保育内容指導法(環境)	1				
		保育内容指導法(言葉)	1				
		保育内容指導法(表現Ⅰ 音楽)	1				
		保育内容指導法(表現Ⅱ 造形)	1				
		保育指導法	2				
教育の基礎的理解に関する科目	10単位以上	教育原理	2				
		教職論	2				
		教育と社会	2				
		教育心理学	2				
		特別支援教育演習	1				
		教育課程論	2				
道徳、総合的な学習の時間等の指 導法及び生徒指導、教育相談等 に関する科目	4単位以上	教育方法と技術	1				
		情報機器活用の理論と方法	1				
		こどもの理解	1				
		こどもと保育カウンセリング	1				
教育実習	5単位以上	幼稚園教育実習Ⅰ	2				
		幼稚園教育実習Ⅱ	2				
幼稚園教育実習事前事後指導		1					
教職実践演習	2単位以上	教職・保育実践演習	2				
大学が独自に設定する科目	－	障がい児の支援		2			
		保育原理		2			
		こども学概論		2			
		保育プレ実習		2			
合 計			37単位	合 計	51単位以上		

別表3(第27条第3項関係)
こども教育学部 こども教育学科 教職課程表 小学校教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する区分			単位	授業科目	単位数		備考			
					必修	選択				
教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関 する専門 的事項	国語	各教科 1単位以上	初等国語	2	必修32単位 取得すること				
		社会		初等社会	1					
		算数		初等算数	2					
		理科		初等理科	1					
		生活		初等生活	1					
		音楽		初等音楽	2					
		図画工作		初等図画工作	2					
		家庭		初等家庭	1					
		体育		初等体育	2					
		外国語		初等外国語	2					
	各教科の 指導法(情 報機器及 び教材の 活用を含 む。)	国語	各教科 1単位以上	初等国語科教育法	2					
		社会		初等社会科教育法	1					
		算数		初等算数科教育法	2					
		理科		初等理科教育法	1					
		生活		初等生活科教育法	1					
		音楽		初等音楽科教育法	2					
		図画工作		初等図画工作科教育法	2					
		家庭		初等家庭科教育法	1					
		体育		初等体育科教育法	2					
		外国語		初等英語科教育法	2					
		教育の基礎的理解に関する科目			6単位以上		教育原理	2	必修11単位 取得すること	
							教職論	2		
教育と社会	2									
教育心理学	2									
特別支援教育演習	1									
教育課程論	2									
道徳、総合的な学習の時間等の内 容及び生徒指導、教育相談等に關 する科目			6単位以上	道徳教育の理論と方法	2	必修10単位 取得すること				
				特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導	2					
				教育方法と技術	1					
				情報機器活用の理論と方法	1					
				生徒指導・進路指導の理論と方法	2					
				教育相談の理論と方法	2					
教育実践 に関する 科目	教育実習	5単位以上	教育実習(小、事前事後指導を含む) 学校体験活動(小)		5	必修5単位 取得すること				
	教職実践演習	2単位以上	教職実践演習(小)		2					
大学が独自に設定する科目			2単位以上	英語教育論	2					
合 計			53単位以上	合 計	62単位以上					

別表3(第27条第3項関係)
こども教育学部 こども教育学科 教育課程表 養護教諭一種免許状

免許法施行規則に規定する区分	単位	授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
養護に関する科目	28単位以上	基礎看護学	2		必修科目65単位を取得すること。
		基礎看護学実習	2		
		学校保健(学校安全を含む)	2		
		学校看護学	2		
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む)(総論)	2		
		解剖学	2		
		生理学	2		
		学校看護学実習	2		
		臨床看護実習事前事後指導	1		
		臨床看護実習	2		
		小児看護学(小児保健を含む)	2		
		養護概説	2		
		衛生学及び公衆衛生学(各論)	2		
		微生物学及び免疫学	2		
		栄養学(食品学を含む)	2		
		薬理概論	2		
		ヘルスカウンセリング	2		
教育の基礎的理解に関する科目	8単位以上	精神看護学	2		
		精神保健	2		
		教職論	2		
		教育原理	2		
		教育心理学	2		
		教育と社会	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6単位以上	特別支援教育演習	1		
		教育課程論	2		
		道徳教育の理論と方法	2		
		特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導	2		
		教育方法と技術	1		
		情報機器活用の理論と方法	1		
教育実践に関する科目	7単位以上	生徒指導論	2		
		教育相談の理論と方法	2		
		養護実習(事前事後指導を含む)	5		
合計	49単位以上	教職実践演習(養護)	2		
			65単位以上		

別表3(第27条第3項関係)
こども教育学部 こども教育学科 教育課程表 保健(中一種免・高一種免)

免許法施行規則に規定する区分	単位	授業科目の名称	単位数		備考
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	中一種免は、 28単位以上 高一種免は、 24単位以上	小児看護学(小児保健を含む)	2		解剖学は、高一種免のみ必修。 保健科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳについては、中免は8単位、高免は4単位必修。
		学校保健(学校安全を含む)	2		
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む)(総論)	2		
		解剖学	2		
		生理学	2		
		学校看護学	2		
		学校看護学実習	2		
		衛生学及び公衆衛生学(各論)	2		
		微生物学及び免疫学	2		
		栄養学(食品学を含む)	2		
		学校保健演習	2		
		学校環境衛生実習	2		
		スポーツ外傷・障害論(救急処置を含む)	2		
		健康管理学	2		
		精神保健	2		
		保健科教育法Ⅰ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	10単位以上	保健科教育法Ⅱ		2	
		保健科教育法Ⅲ		2	
		保健科教育法Ⅳ		2	
		教職論	2		
		教育原理	2		
		教育心理学	2		
		教育と社会	2		
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中一種免は、 10単位以上 高一種免は、 8単位以上	特別支援教育演習	1		道徳教育の理論と方法は、中一種免のみ必修。
		教育課程論	2		
		道徳教育の理論と方法	2		
		特別活動の理論と方法及び総合的な学習の時間の指導	2		
		教育方法と技術	1		
		情報機器活用の理論と方法	1		
教育実践の関する科目	中一種免は、 7単位以上	生徒指導・進路指導の理論と方法	2		
		教育相談の理論と方法	2		
教育実践の関する科目	中一種免は、 7単位以上	教育実習(保健、事前事後指導を含む)	5		
		教職実践演習(保健)	2		
大学が独自に設定する科目	2単位以上	特別支援教育概論	2		
合 計	中一種免は、 55単位以上 高一種免は、 47単位以上	合 計	中一種免は、68単位以上 高一種免は、62単位以上		

別表4(第27条第3項関係)
こども教育学部 こども教育学科
保育士資格取得に関する科目表

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		備考
			必修	選択	
教養科目	英語コミュニケーションⅠ	1	2		必修科目4単位及び選択科目から6単位以上を取得すること
	情報処理Ⅰ	1		1	
	情報処理Ⅱ	1		1	
	情報処理論	2		2	
	生活統計	2		2	
	三重・鈴鹿学	1		2	
	社会学入門	1		2	
	心理学入門	1		2	
	法学入門	1		2	
	地域の中のこども学	1		2	
	経済学入門	1		2	
	食と持続可能性	1		2	
	国語読解表現法	1		2	
	児童文化と表現	1		2	
	AI・データサイエンスの基礎	1		2	
	多文化共生論	1		2	
	人類と文化	1		2	
	日本国憲法	1		2	
	こころの癒しと音楽の歩み	1		2	
	スポーツと健康Ⅰ(実技)	1	1		
	スポーツと健康Ⅱ(講義)	1	1		
	社会と人権	1		2	
	歴史学概論	1		2	
	地域の中の宗教学	1		2	
	生物学概論	1		2	
	自然科学の基礎	1		2	
	基礎の数学	1		2	
専門教育科目 (告示別表第Ⅰ)	社会福祉	2	2		専門教育科目(告示別表Ⅰ)に関しては、必修科目56単位を取得すること。
	保育の心理学	1	2		
	こどもの理解と援助	2	1		
	こども家庭福祉	2	2		
	乳児保育Ⅰ	2	2		
	乳児保育Ⅱ	2	1		
	保育実習指導Ⅰ(保育所)	2	1		
	保育実習Ⅰ(保育所)	2	2		
	保育実習指導Ⅰ(施設)	2	1		
	保育実習Ⅰ(施設)	2	2		
	こどもの保健	3	2		
	こども家庭支援の心理学	3	2		
	こどもの健康と安全	3	1		
	社会的養護Ⅰ	3	2		
	社会的養護Ⅱ	3	1		
	こどもの食と栄養	3	2		
	こども家庭支援論	4	2		
	障がい児の支援	2	2		
	保育内容総論	4	1		
	保育原理	1	2		
	教職論	1	2		
	こどもと健康	1	1		
	こどもと人間関係	1	1		
	こどもと環境	2	1		
	こどもと言葉	2	2		
	こどもと表現ⅠA(音楽)	1	1		
	こどもと表現ⅡA(造形)	1	2		
	保育内容指導法(健康)	2	1		
	保育内容指導法(人間関係)	2	1		
	保育内容指導法(環境)	2	1		
	保育内容指導法(言葉)	2	1		
	保育内容指導法(表現Ⅰ 音楽)	2	1		
	保育内容指導法(表現Ⅱ 造形)	2	1		
	教育課程論	2	2		
	こどもと保育カウンセリング	3	1		
	教職・保育実践演習	4	2		
	教育原理	1	2		
(告示別表第Ⅱ)	こども学概論	1		2	専門教育科目(告示別表Ⅱ)に関しては、保育実習指導Ⅱ又はⅢ(保育所又は施設)と、保育実習Ⅱ又はⅢ(保育所又は施設)の3単位を含め10単位以上取得すること。
	保育実習指導Ⅱ又はⅢ(保育所又は施設)	4	1		
	保育実習Ⅱ又はⅢ(保育所又は施設)	4	2		
	こどもの理解	3	1		
	こどもと表現ⅠB(音楽)	1	1		
	こどもと表現ⅠC(音楽)	2		1	
	こどもと表現ⅠD(音楽)	2		1	
	こどもと表現ⅡB(造形)	2		2	
	こどもと表現ⅢA(運動)	2	1		
	こどもと表現ⅢB(運動)	2		1	
	保育音楽技術演習	3	1		
	保育製作技術演習	3	1		
	こどもの文化	4		1	
	保育指導法	3	2		

別表5(第64条関係)

	検定料	入学金	授業料
研究生	10,000円	10,000円	20,000円 (1ヵ月)
科目等履修生	10,000円	10,000円	10,000円 (1単位)
特別聴講生	—	—	10,000円 (1単位)